

社会福祉法人大仙市社会福祉協議会
行動計画（次世代法・女性活躍推進法一体型）

仕事と生活の両立に配慮した職員全員が働きやすい職場環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 当法人の課題

- (1) 男性の育児休業取得実績がない
- (2) 有給休暇取得率が低い又は個人差が大きい
- (3) 所属部署や職種により月あたり時間外勤務の平均に差がある

2. 計画期間：令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日（3年間）

3. 目標及び取組内容

目標1：男性の育児休業取得を推進する

<取組内容>

- (1) 令和4年4月～ 男性の育児休業取得についての課題分析及び解決策検討
- (2) 令和5年4月～ 子どもが誕生した男性職員への育児参画に関する意識啓発
- (3) 令和5年4月～ 仕事と育児の両立に対する管理職や同僚の理解促進

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする

<取組内容>

- (1) 令和4年4月～ 有給取得状況の把握、課題分析
- (2) 令和4年9月～ 有給が取得しやすい環境づくりのための取組を図る
（「毎月1日以上の有給休暇取得」を周知・促進）
- (3) 令和5年4月～ 計画的付与5日を含め、年間10日以上を取得を目指す

目標3：所定外労働時間の削減を図る

<取組内容>

- (1) 令和4年4月～ 所定外労働時間の内容把握及び現状分析
- (2) 令和4年9月～ 業務体制の見直し、時間外労働が長い部署、個人への定期的な意見交換や指導
- (3) 令和5年4月～ ノー残業デーを週2日に増やす